

悪臭(におい)のない、快適な地域を ～堆肥利用に関するルール徹底と地域への配慮のお願い～



近年、堆肥の散布や堆肥舎の管理に起因する悪臭苦情が、市民の皆様から毎年寄せられています。堆肥は土を豊かにする大切な資源ですが、一歩間違えれば、その臭いが周辺住民の生活環境を著しく損なう「公害」となり得ます。農業・畜産業が地域と共存していくためには、事業者の皆様による、より一層の配慮と対策の徹底が不可欠です。快適な生活環境を守るため、以下のルールを必ずお守りください。



○市民の皆様へ

さくら市の基幹産業は農業です。農業は私たちの食を支える重要な産業です。農家の皆様は環境に配慮しながら作業を行っていますが、やむを得ず臭いが発生する場合もございます。堆肥散布の際に一時的な臭気が発生することがありますが、これは作物の成長に不可欠な過程です。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◇堆肥散布は一時的なもので、通常数日で臭気は軽減します。
- ◇散布は農作業の重要な一環であり、食の安全と環境保全に貢献しています。
- ◇農家は臭気軽減に努めており、適切な方法で散布を行っています。

○農業者(堆肥を散布する)の皆様へ それは「悪臭」です。作業方法を見直してください。

日頃の農作業、お疲れ様です。しかし、「このくらいは仕方ない」という安易な考えが、深刻な苦情に繋がっているようです。悪臭を出さないことは、堆肥を扱う農家としての責務です。



- ◇【原因です】必ず完熟した堆肥を使用すること。
- ◇【苦情直結】風向きに注意し、食事時や土日祝日の散布は控えるなど住民に配慮すること。
- ◇【ルールです】タイヤについた堆肥や土を落としてから道路に出ること。
- ◇散布後は速やかに耕起して土壌と混和すること。
- ◇近隣より苦情があった際には真摯に対応すること。

○畜産業者の皆様へ 法令遵守と、より一層の悪臭防止対策の徹底を！

家畜排せつ物法の遵守は、事業を行う上での最低限の義務です。法令を守るだけでなく、周辺環境に悪臭が漏れ出さないよう、万全の対策を講じてください。定期的に地域住民と対話の機会を設けるなど理解を求めてください。苦情があった際には真摯に対応し、改善策を検討してください。



- ◇【義務です】管理基準の再確認と徹底を！
 - ・堆肥舎の床をコンクリートにする、汚水が流出しない構造にするなど、法律で定められた管理。
 - ・基準が守られているか、今一度点検してください。
 - ◇【発生源対策】日々の管理がすべてです！
 - ・堆肥舎のこまめな清掃。
 - ・送風機による乾燥促進や、消臭剤・微生物資材の活用を積極的に検討。
- これ以上の苦情が発生しないよう、自社の施設・管理体制を厳しく見直し、改善に努めていただきますよう強くお願いいたします。